

特定工場の公害防止組織の整備に関する法律
に基づく届出の手引

(事業者用)

平成31年4月

山形県

様式第一（第四条関係）

公害防止統括者（~~公害防止統括者の代理者~~）選任、~~死亡・解任~~ 届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

届出者

〇〇工業株式会社

代表取締役 山形 太郎 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇工業(株)山形工場	※整理番号	
特定工場の所在地	△△市△△町△△	※受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数	254人	※特定工場の番号	
選任年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	※備考	
公害防止統括者 (公害防止統括者の代理者)	職名	工場長 米 沢 二 郎	
	氏名		
選任の事由	前任者転勤のため		
(死亡・解任)年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	※備考	
公害防止統括者 (公害防止統括者の代理者)	職名	工場長 鶴 岡 三 郎	
	氏名		
解任の事由	転勤のため		

- 備考
- ※印の欄は記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、~~死亡・解任~~ 届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇

届出者 〇〇工業株式会社

代表取締役 山形 太郎 ㊟

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（~~第6条第2項において準用する第3条第3項~~）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	山形工業株式会社山形工場	※整理番号	
特定工場の所在地	△△市△△町△△	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量		※特定工場の番号
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり。	※備考
水質関係	排出水量	60m ³ /日	
	特定地下浸透水の浸透の有無	無	
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり。	
騒音関係	騒音発生施設の種類		
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類		
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類		
振動関係	振動発生施設の種類		
ダイオキシン関係	ダイオキシン類発生施設の種類		
水質関係第〇種 公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	選任年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
	職名	製造課技師	
	氏名	酒田 二郎	
	担任業務の範囲	施行規則第6条第2項に規定する業務	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		
選任の事由	前任者退職のため		
水質関係第〇種 公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	(死亡・解任)年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
	職名	製造課技師	
	氏名	新庄 三郎	
	担任業務の範囲	施行規則第6条第2項に規定する業務	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		
解任の事由	退職のため		

備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係又は振動関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。
2 公害防止管理者を2名以上選任する場合には、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
3 ※印の欄は記載しないこと。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
6 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

別紙

ばい煙発生施設の種類の種類

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1	塩素反応施設	19	塩素処理能力 100kg/h × 2基	化学製品製造用 (次亜塩素酸ナトリウム)
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
有害物質を発生する施設以外の施設	1	ボイラー	1	伝熱面積 10㎡ × 2基	暖房用
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

注5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

汚水等排出施設の種類

	番号	施設の名称	号番号	施設の用途
有害物質を発生する施設	1	電気めっき施設	66	電気めっき (六価クロム化合物使用)
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
有害物質を発生する施設以外の施設	1	酸又はアルカリによる表面処理施設	65	金属表面処理
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			

注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。

注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。

注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三（第九条関係）

公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任 届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

届出者

〇〇工業株式会社

代表取締役 山形太郎 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項（第6条第3項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	山形工業(株)山形工場	※整理番号	
特定工場の所在地	△△市△△町△△	※受理年月日	年 月 日
排出ガス量	45,000Nm ³ /h	※特定工場の番号	
排出水量	11,000m ³ /日	※備考	
選任年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
公害防止主任管理者 （ 公害防止主任管理者の代理者 ）	職名 技師 氏名 山形次郎		
選任の事由	前任者退職のため		
（ 死亡・解任 ）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	※備考	
公害防止主任管理者 （ 公害防止主任管理者の代理者 ）	職名 技師 氏名 松波太郎		
解任の事由	退職のため		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

承 継 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

届出者 〇〇産業株式会社

代表取締役 松 波 太 郎 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継しましたので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇産業(株)山形工場	※整理番号	
特定工場の所在地	△△市△△町△△	※受理年月日	年 月 日
承継の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	※特定工場の番号	
被承継者	氏名又は職名	〇〇工業(株)	※備考
	住 所	〇〇市〇〇町〇〇	
承継の原因	合併による		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

〔添付書類〕

- ・相続人（2以上の相続人の全員の同意により選定された場合）：様式第三の三、戸籍謄本
- ・相続人（上記以外の場合）：様式第三の四、戸籍謄本
- ・合併によって地位を承継した法人：その法人の登記事項証明書（原則「履歴事項全部証明書」）

相 続 同 意 証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〇〇市〇〇町〇〇
証明者 山形花子 ⑩
△△市△△町△△
山形二郎 ⑩

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

〇〇市〇〇町〇〇
山形太郎

2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

××市××町××
山形一郎

3 相続開始の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 証明者は、特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

相 続 証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〇〇市〇〇町〇〇
証明者 山 形 花 子 ⑩
△△市△△町△△
米 沢 一 郎 ⑩

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

〇〇市〇〇町〇〇
山 形 太 郎

2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

××市××町××
山 形 一 郎

3 相続開始の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。

届出先・問合わせ先

届出や問い合わせは、工場・事業場の所在地を管轄する下記の総合支庁担当課まで
なお、設置する施設の種類によっては、届出先・問合せ先が市町担当課になる場合があります。詳しくは別添資料（公害防止管理者制度のあらまし）をご覧ください。

村山総合支庁保健福祉環境部環境課

〒990-2492 山形市鉄砲町2丁目19-68
023-621-8419、8429（直通）

最上総合支庁保健福祉環境部環境課

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
0233-28-1287（直通）

置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

〒992-0012 米沢市金池7丁目1-50
0238-26-6035（直通）

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1
0235-66-4744、5706、5708（直通）

公害防止管理者制度のあらまし

— 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律—

製造業（物品加工業含む）等の特定の施設を設置している工場は、公害防止に関する最高責任者として公害防止統括者、公害防止に関する技術的事項の管理者として公害防止主任管理者及び公害防止管理者を選任し、人的管理組織体系を設置するよう義務づけられています。

特定工場を設置している者（特定事業者という）は、設置する施設区分に応じ、公害防止管理者かつ代理者を工場の規模に応じ、さらに公害防止統括者かつ代理者、公害防止主任管理者かつ代理者を選任し、所定の様式により都道府県知事又は市町村長に届出なければならない。

1 特定工場について

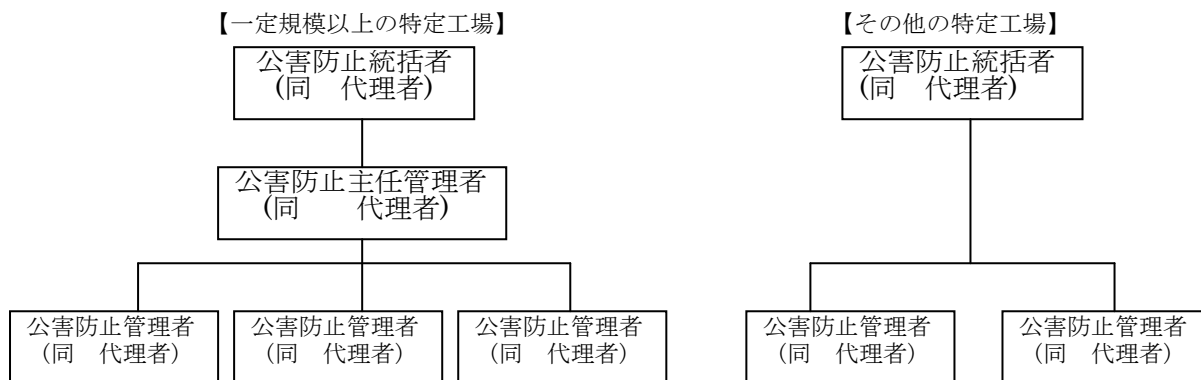
公害防止管理者等を選任しなければならない「特定工場」とは、

- ①製造業（物品加工業含む） ②電気供給業 ③ガス供給業 ④熱供給業
のいずれかで、別表1の施設を設置する工場です。

2 公害防止組織体系について

※代理人も同様

公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の数が21名以上 ・ 工場長等の職責が適任 ・ 資格は不要 ・ 代理者もこれに準じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙発生施設かつ汚水等排出施設が設置されている工場のうち、排出ガス量が4万Nm³/時以上であり、かつ排出水量が1万m³/日以上 ・ 部長又は課長職が適任 ・ 公害防止主任管理者の資格が必要 ・ 代理者もこれに準じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害発生施設の区分ごとの選任が必要 ・ 施設の直接の責任者の職責が適任 ・ 公害発生施設の区分に応じた公害防止管理者の資格が必要 ・ 代理者もこれに準じる



※「一定規模以上」とは、ばい煙発生量が1時間当たり4万N m³以上で、かつ排出水量が1日当たり平均1万m³以上をいいます。

3 公害防止管理者の届出について

選任・届出の内容	選任の期限 (選任すべき事由が発生した日から)	届出の期限 (選任、死亡又は解任等した日から)
公害防止統括者及び代理者	30日以内	30日以内
公害防止主任管理者及び代理者	60日以内	30日以内
公害防止管理者及び代理者	60日以内	30日以内
承継		遅滞なく

4 届出区分

届出先区分は、次のとおりです。

(1) 対象となる工場は、1の業種に属する工場であって、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める次のいずれかの施設を設置している工場（規模等による要件は別表1参照）

- ① ばい煙発生施設
- ② 特定粉じん発生施設
- ③ 一般粉じん発生施設
- ④ 汚水等排出施設
- ⑤ 騒音発生施設（指定地域内の工場のみ）
- ⑥ 振動発生施設（指定地域内の工場のみ）
- ⑦ ダイオキシシン類発生施設

(2) 届出先区分

市町村区分	特定工場の所在する市町村へ届出	県へ届出
山形市	すべての施設	
上記以外の市町	⑤⑥のみの場合 ^{※1}	①②③④⑦を含む場合 ^{※2}

※1 舟形町、飯豊町、三川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村には指定地域がないため、町村への届出はない。

※2 この場合、当該特定工場に係る届出の受理等の事務については、騒音発生施設、振動発生施設に関しても県が行う。

別表 1

	発生施設種類	施設の規模・名称	公害防止管理者の種類	必要な資格者の種類
大気関係	有害物質発生施設※①	排出ガス量※③ 4万 N m ³ /時以上	大気関係第 1 種	大気関係第 1 種有資格者
		排出ガス量 4万 N m ³ /時未満	大気関係第 2 種	大気関係第 1 又は 2 種有資格者
	上記以外のばい煙発生施設※②	排出ガス量 4万 N m ³ /時以上	大気関係第 3 種	大気関係第 1 又は 3 種有資格者
		排出ガス量 4万 N m ³ /時未満 ～ 1 万 m ³ /時以上	大気関係第 4 種	大気関係第 1・2・3 又は 4 種有資格者
	特定粉じん発生施設	すべての施設	特定粉じん関係	大気関係第 1・2・3・4 種有資格者 又は特定粉じん関係有資格者
	一般粉じん発生施設	すべての施設	一般粉じん関係	大気関係第 1・2・3・4 種有資格者 特定粉じん関係有資格者 又は一般粉じん関係有資格者
水質関係	有害物質排出施設※④	排出水量※⑥ 1 万 m ³ /日以上	水質関係第 1 種	水質関係第 1 種有資格者
		排出水量 1 万 m ³ /日未満	水質関係第 2 種	水質関係第 1 又は 2 種有資格者
	上記以外の汚水等排出施設※⑤	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質関係第 3 種	水質関係第 1 又は 3 種有資格者
		排出水量 1 万 m ³ /日未満 ～ 1 千 m ³ /日以上	水質関係第 4 種	水質関係第 1・2・3 又は 4 種有資格者
※⑦騒音関係	機械プレス	呼び加圧能力 980kN 以上	騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者
	鍛造機	落下部分の重量 1t 以上のハンマー		
※⑦振動関係	液圧プレス	呼び加圧能力 2,941kN 以上 (矯正プレスを除く)	騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者
	機械プレス	呼び加圧能力 980kN 以上		
	鍛造機	落下部分の重量 1t 以上のハンマー		

	発生施設種類	施設の規模・名称	管理者の種類	資格者の種類
ダイオキシン類関係	焼結鋳製造に使用する焼結炉(銑鉄の製造に使用するものに限る)	原料の処理能力 1 トン/時以上	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類有資格者
	製鋼に使用する電気炉(鋳鋼、鍛鋼の製造に使用するものを除く)	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上		
	亜鉛回収に使用する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力 0.5 トン/時以上		
	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくずを使用するものに限る)に使用する。焙焼炉・溶解炉・乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉：原料の処理能力 0.5 トン/時以上、溶解炉：容量 1 トン以上		
	硫酸塩パルプ、亜硫酸パルプの製造に使用する塩素又は塩素化合物による漂白施設	すべての施設		
	カーバイト法アセチレンの製造に使用するアセチレン洗浄施設	すべての施設		
	硫酸カリウムの製造に使用する施設	廃ガス洗浄施設		
	アルミナ繊維の製造に使用する施設	廃ガス洗浄施設		
	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る)に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設	廃ガス洗浄施設		
	塩化ビニルモノマーの製造に使用する施設	二塩化エチレン洗浄施設		
	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)に使用する施設	硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		
	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造施設	水洗施設、廃ガス洗浄施設		
	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に使用する施設	ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設		
	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造に使用する施設	ろ過施設、廃ガス洗浄施設		
	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロシントロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェニルオキサジン(別名ジ'オキサジン'パ'イレット)の製造に使用する施設	ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジ'オキサジン'パ'イレット洗浄施設、熱風乾燥施設		
	アルミニウム又はその合金の製造に使用する焙焼炉・溶解炉又は乾燥炉から発生するガス処理施設	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		
亜鉛の回収(製鋼に使用する電気炉から発生するばいじんで、集じん機によりあつめられたものからの亜鉛の回収に限る)に使用する施設	精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
担体付き触媒(使用済みのものに限る)からの金属の回収(「ダ」灰を添加して焙焼炉で処理する方法及び「ル」により抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る)によるものを除く)に使用する施設	ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設			

- ※ ① 有害物質発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設(硫化カドミウム・炭酸カドミウム・ほたる石・珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る)又は14～26項に掲げる施設です。
- ※ ② ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設で、13の項の廃棄物焼却炉を除く施設です。
- ※ ③ 排出ガス量は個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量(湿り)の合計です。
- ※ ④ 有害物質発生施設は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる施設です。
- ※ ⑤ 汚水等排出施設は、おおむね水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設(ただし、同表の第1第2～59号、第61～63号、第63号の3、第64号、第65～66号の2、第71号の5、第71号の6に掲げる施設)です。
- ※ ⑥ 排出水量は特定工場から排出される平均的な排出水量です。
- ※ ⑦ 騒音、振動規制法の指定地域内で本法の適用を受けます。
- ※ ⑧ ダイオキシン類発生施設は、ダイオキシン類対策特別措置法で定められる施設です。
- ※ ⑨ 製鋼に使用する電気炉から発生するばいじんで、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限ります。
- ※ ⑩ 当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除きます。